

ひしに某申す、我朝の今天子の號令天下に行われ候事はひとり年號の一事のみにて、異朝までも、末代迄も傳へ聞ゆべき所に、近き比はひの年號、大きに古に及ばざる様に覺へ候、是は取用ひらる、字の餘り其數すくなく候によりて、僅六十餘字歟、僅六十かざるべき號の得がたきが致す所と存候へば、いかに用ひらるべき御事の候もの哉と申候ひしに、されば今も新字勘進の事勿論也といへども、新字におゐては不祥の例あるよしを難じ申すに付て、陳するに其詞なきが故なりと答仰られき。

〔松屋筆記 百十三〕改元年號の文字

戸田茂睡が職原口訣大事に、改元年號の事、年號の文字定りて六十餘あり、然れば上を下に下を上におきかへ、一字に六十餘の文字をかへして、六六三萬六千にても、又三十六萬とも、三十六億萬歲にても、數定ればつくる期あり、盡ると云はよからぬ事也、それによりて改元の時、勘文をはじめて上る人、文字一字を定りたる年號の文字の中へ入る也、天和年號あらたまる時、唐橋殿愼の字を入れし也、唐橋殿又貞享の年號を勘らるとも、一人一字の作法なれば、はや文字をば入られざる也、貞享の年號余人勘らるれば、又文字入也、然れば一字の文字にても、上におき下におきすれば、定り六十字に合せても、百廿の年號あり、是にて濱の眞砂はよみつくとすとも、年號の文字の盡る事なき子細あり云々。

〔中右記〕天仁元年八月三日庚辰、今夕可有改元也、頭爲房朝臣下年號勘文於左大臣、可定申之、由所仰下也、略中藤宰相顯申云、天仁、承安可被用、略中予申云、此年號共不心行也、正治ハ返音詞也、頗有忌諱音也、天仁ハ音又通天人也、年號或漢音、或倭音、其所被讀也、天人頗不得心、共不心行之中、被用正治如何、人々多被同予詞。

〔安齋隨筆 後編 十二〕一本朝ノ年號、俗ノ唱ル所ハ吳漢兩音を交て、一定格無之、名目抄などにも見